

番 号	12 請願第 7 号 (厚生付託)
受理年月日	平成 1 2 年 5 月 1 8 日
件 名	三鷹市における精神保健福祉の充実を求めることについて
提 出 者	<p>三鷹市精神障害者地域支援連絡会</p> <p>みたか共同作業所 運営委員長 和田光司</p> <p>三鷹ひまわり共同作業所 運営委員長 三瓶和義</p> <p>巣立ち会 代表 栗田一秋</p> <p>リビングハウスマム 運営委員長 小泉隆司</p> <p>グループホームかみれん 世話人 福本勇吉</p> <p>グループホーム陽だまり荘 運営委員長 遊佐安一郎</p>
紹介議員	高井 章博、岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
<p>日頃、三鷹市におかれましては福祉プラン 2 1 の推進による障害者福祉、とりわけ精神に障害のある方々が一人でも多くこの街でごく普通の市民生活がおくれますよう、ご尽力いただき誠に感謝いたします。</p> <p>おかげさまで、この 11 年の間で、精神障害者共同作業所が 9 カ所となり、200 名を超える利用者の働く場、生きがいの場としてなくてはならない社会資源となっております。また、グループホームも 3 カ所、17 名の方々の生活を支え続けています。</p> <p>三鷹市長の 2000 年度施政方針演説のお言葉をおかりしますと、これらの社会資源はセーフティ・ネットとして精神障害者の方々の生きる拠点の役割を果たしており、このかけがえのない場を原点としてこれからの 10 年をさらなる、さまざまな地域生活支援の場の創造に向け、挑戦の精神を抱き、進んで行きたいと考えております。</p>	

現在、行われています「みたか市民プラン21会議」にも私たちは参加しておりまして、市民のみなさまの精神保健福祉へのコンセンサスを得るべく、活動しております。

私どもの試算によりますと現在、作業所等の社会資源を利用できず、さびしい在宅生活を余儀なくされている市民が760名、精神病院で入院されていて、症状は安定していて退院はできるのだけれども、グループホーム等の生活を支える場所が足りないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院者は130名にのぼります。私どもは、これらの人々が今後10年間に地域生活就労支援センター、作業所、通所授産施設、グループホーム、生活訓練施設等の何らかの新しい社会資源を利用できるようにしていかなければならないと考えております。

そして、精神保健福祉法の改正により平成14年度より保健所で行われていた精神障害者の方々へのサービスのための窓口が市へ移管されますし、ホームヘルプサービス等の居宅生活支援事業もスタートします。

このような国の社会福祉基礎構造改革の大きな流れの中で、21世紀型自治体経営の力量が問われてくる今、私たちは三鷹市とのパートナーシップ、連携・協働のもと、精神障害者の方々のより豊かな21世紀の生活を創造していくために、未来への投資としてプラン作り・事業推進等を行っていくことをここに決意するものです。

ここでは、そのための最低限の、基礎的な条件として下記項目をお願いいたします。

[請願項目]

- 1 三鷹市において今後10年間の精神保健福祉の総合的計画を指し示してください。
- 2 三鷹市の現在の作業所への補助金額を維持してください。
- 3 自前で運営しているグループホームに早急に助成をしてください。
- 4 2を貴議会の決議として、国、都及び関係方面にも働きかけてください。